

令和5年 第1回定例会

## 館林衛生施設組合議会会議録

令和5年 3月28日開会

令和5年 3月28日閉会

館林衛生施設組合

## 令和5年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
説明のために出席した者 .....	3
事務局職員出席者 .....	3
開会及び開議 .....	4
会期の決定 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
議案第1号 .....	4
議案第2号 .....	5
議案第3号 .....	6
議案第4号 .....	6
議案第5号 .....	7
議案第6号 .....	7
議案第7号 .....	7
議案第8号 .....	9
議案第9号 .....	10
議案第10号 .....	11
議案第11号 .....	12
議員提出議案第1号 .....	13
管理者の挨拶 .....	14
閉会 .....	15
署名議員 .....	16

令和5年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

令和5年3月28日(火曜日)

館林地区消防組合 館林消防署 3階 防災教室

議 事 日 程

令和5年3月28日午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 監査委員の選任について
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書)
- 第6 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例
- 第7 議案第5号 館林衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第6号 館林衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第7号 館林衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 財産の無償譲渡について
- 第9 議案第9号 令和4年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)
- 第10 議案第10号 令和5年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合につ  
いて
- 第11 議案第11号 令和5年度館林衛生施設組合一般会計予算
- 第12 議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（10名）

1 番	岩 上 博 志 君	2 番	田 辺 純 子 君
3 番	柴 田 信 君	4 番	野 村 晴 三 君
5 番	青 木 秀 夫 君	6 番	本 間 清 君
7 番	藤 野 一 也 君	8 番	早 川 元 久 君
9 番	橋 本 和 之 君	10 番	橋 本 博 之 君

欠席議員（なし）

---

説明のために出席した者

管 理 者(館林市長)	多 田 善 宏 君
副管理者(板倉町長)	栗 原 実 君
副管理者(明和町長)	富 塚 基 輔 君
副管理者(千代田町長)	高 橋 純 一 君
副管理者(館林市副市長)	野 口 一 幸 君
会計管理者	松 澤 直 範 君
事務局長	細 堀 一 夫 君
施設課主幹兼衛生施設係長	瀬 下 則 嗣 君
施設課主幹兼環境施設係長	奥 山 浩 康 君
総務課主幹兼総務係長	青 木 裕 二 君

---

事務局職員出席者

書 記	江 原 俊 介	書 記	瀧 口 陽 介
書 記	橋 本 淳 志		

## 第 1 開会及び開議

(令和5年3月28日午後2時30分開会)

○議長(野村晴三君) ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました令和5年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

## 第 2 会期の決定

○議長(野村晴三君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

## 第 3 会議録署名議員の指名

○議長(野村晴三君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、1番、岩上博志君、2番、田辺純子君を指名いたします。

## 第 4 議案第1号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第3、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、橋本博之君の退席を求めます。

(橋本博之君、退席)

○議長(野村晴三君) 提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第1号 監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員選任 監査委員の本間清君が本年4月30日をもって任期満了となりますので、その後任に橋本博之君を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

橋本博之君の入場を求めます。

( 橋本博之君、入場 )

## 第 5 議案第2号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げます。

1点目は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が、本年4月1日から桐生地域医療企業団に変更されるため、規約上の名称を変更するものでございます。

2点目は、吾妻環境施設組合が、新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を本年4月1日から行うこととなるため、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

### 第 6 議案第3号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第5、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げますと、本年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

### 第 7 議案第4号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第6、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

内容について申し上げますと、地方公務員法では、地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、この度の国家公務員法等の改正により国家公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることとなったことを踏まえ、本組合職員の定年を65歳まで段階的に引上げるなど、国家公務員と同様の定年延長等の措置を講ずるものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

## 第 8 議案第5号・第6号・第7号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第7、議案第5号 館林衛生施設組合個人情報保護に関する法律施行条例、議案第6号 館林衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第7号 館林衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について、以上、3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第5号 館林衛生施設組合個人情報保護に関する法律施行条例について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

内容について申し上げますと、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、



民間事業者等についてそれぞれ分かれていた個人情報に関する規律が令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に統合され、新たな個人情報保護制度の運用が始まることに伴い、同制度に対応するための規定を整備するものでございます。

次に、議案第6号 館林衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例について申し上げます。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

内容について申し上げますと、本組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び本組合個人情報保護条例の廃止並びに本組合情報公開条例の一部改正にあわせて、個人情報及び情報公開に係る審査請求について調査審議するための附属機関を設置するものでございます。

次に、議案第7号 館林衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、個人情報保護制度との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、3議案について、一括して質疑を行います。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第5号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

## 第 9 議案第8号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第8、議案第8号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第8号 財産の無償譲渡について申し上げます。

現在、明和町千津井地内においては、明和町土地開発公社が明和東部工業団地造成事業を計画しており、当該造成事業に関連した町道の拡幅工事も予定されております。

本案は、めいわエコパークに隣接する町道の拡幅工事に伴い、その隅切り用地として、当該事業主体である明和町土地開発公社に対して、本組合の土地の一部を無償で譲渡しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番、早川元久君。

○8番(早川元久君) 公共用ということで、資料にも載っているんですけども、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長(野村晴三君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) お手元の資料の平面図、位置図等を資料として付けさせていただきます。

めいわエコパークが立地しているところでございますが、こちらの土地につきましては、提案の説明もございましたとおり、明和町土地開発公社のほうで事業を進めているところでございます。

令和5年度に、めいわエコパークが建っている面積で言うと、全体の8.9ヘクタールに及ぶわけですが、そちらの造成工事が進められる形となっております。もともとの土地が農地で、全体的に邑楽用水路の高さからは少し下がっておりますので、その全体の土地を造成して嵩上げを行ってまいります。全体としては、高さを大体1mくらい上げていくという形となっております。

その中で、めいわエコパークの南側と東側に接道している道路がございます。そちらの道路も高さを1m嵩上げすると同時に、今後道路の利便性を高められるようにということで、幅員の拡張も行ってまいります。

そのことで、車両の往来が円滑に進められるように、めいわエコパークの南・東の角地の道路の拡幅に伴いまして、隅切りということで14.54㎡を切って、道路としての利便性を高めていけるようにという状況でございます。

以上でございます。

○議長(野村晴三君) 8番、早川元久君。

○8番(早川元久君) 丁寧な説明ありがとうございました。了解しました。

○議長(野村晴三君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

本案は、組合規約第7条の2の規定により、特別議決として採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

## 第 10 議案第9号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第9、議案第9号 令和4年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第9号 令和4年度 館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。

本案は、繰越明許費の設定に伴う補正でございます。

主な内容について申し上げますと、衛生費のごみ処理費において予算計上いたしました、軟水装置整備委託料について、翌年度へ繰越し執行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（野村晴三君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

#### 第 11 議案第10号

○議長（野村晴三君） 次に、日程第10、議案第10号 令和5年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第10号 令和5年度 館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、令和5年度一般会計予算に係る関係市町負担金の負担割合について議決を求めるものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口の割合により算出しております。

次に、衛生費のごみ処理費のうちストックヤードの運営に係る負担金の負担割合につきましては、搬入車両の台数割合により算出し、その他のごみ処理費及びし尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、ごみ及びし尿、浄化槽汚泥の年間搬入量の割合をもつて、それぞれの負担割合を算出しております。

次に、公債費に係る負担金の負担割合について、申し上げます。

まず、ごみ処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、1市2町の人口の割合により算出し、し尿処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、し尿処理費の負担割合と同じ搬入量の割合としております。なお、各負担金の負担割合につきましては、

令和4年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

## 第 12 議案第11号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第11、議案第11号 令和5年度館林衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第11号 令和5年度 館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

令和5年度一般会計予算の総額は、15億6,032万円となり、前年度に比較して45.8%の減額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

衛生費のごみ処理費につきましては、本年度も引き続きごみ処理施設及びたてばやしストックヤードの運営を長期にわたり民間事業者に包括委託してまいります。その他、組合管内から発生する一般廃棄物を滞ることなく適正に処分するため、必要となる委託費等の予算を計上したところでございます。

次に、し尿処理費について申し上げます。

令和4年度をもちましてし尿処理施設の基幹的設備改良工事が完了したことから、令和5年度におきましては、し尿処理施設を安定的かつ効率的に運営するため、その運営を長期にわたり民間事業者に包括委託してまいります。

次に、歳入予算の主な内容について申し上げます。

まず、分担金及び負担金につきましては、令和4年度において、し尿処理施設の基幹

的設備改良事業が完了したことに伴い、前年度比7.0%の減額計上となっております。

次に、使用料及び手数料につきましては、搬入量実績に合わせて増額計上となっております。

また、組合運営に必要な財源を確保するため、財政調整基金を積極的に活用し、繰入金として予算計上したところでございます。

以上、令和5年度一般会計予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

### 第 13 議員提出議案第1号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第12、議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報保護に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

5番、青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報保護に関する条例について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、本組合議会における個人情報保護制度について新たに条例を制定する必要があるため、本条例を制定しようとするものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議員提出議案第1号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決いたしました。

#### 第 14 管理者の挨拶

○議長(野村晴三君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 本日は、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり議決していただき厚くお礼申し上げます。

さて、し尿処理施設の基幹的設備改良工事ですが、議員各位並びに地域の皆様のご協力を賜りまして、無事に完成を迎えることができました。

工事の期間中、皆様にはご不便をおかけしたことと思いますが、今後も、より一層安定した施設運営を行うことが、組合に課せられた使命であると認識しております。

結びとなりますが、議員各位におかれましては、年度替わりの折、公私ともにご多忙のことと思いますが、引き続き組合発展に向け、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長(野村晴三君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) 私のほうから一言、皆様方にお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

私事でございますが、本年3月31日をもちまして、館林市役所から衛生施設組合の派遣職員として定年を迎えることになりました。2年間お世話になり、期間としては短い間でしたが、令和3年・令和4年にかけてました基幹的設備改良事業について、議員の皆様方、また正副管理者の皆様方のご理解・ご協力のもとで、無事に事業を遂行することができました。

私の中では、廃棄物処理事業に携わらせていただいて、とても有意義な期間だったと思っております。

今後とも、一市民といたしまして、皆様方の町の更なる発展に関わっていければと思う次第でございます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

また、本日ご参加いただいております皆様方のご発展とご健勝、また館林衛生施設組合が更なる飛躍をしていけるようにご祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。  
大変ありがとうございました。

お世話になりました。

○議長(野村晴三君) 衛生施設係長、瀬下則嗣君。

○衛生施設係長(瀬下則嗣君) 大変貴重なお時間を失礼いたします。

ただいまご挨拶のありました細堀局長の後任を務めさせていただくこととなりました。

どうぞよろしく願いいたします。

右も左も分からず、かけるのはご迷惑だけになるかもしれませんが、どうぞご指導いただきますようよろしく願いいたします。

精一杯努めさせていただきます。

ありがとうございます。

## 第 15 閉会

○議長(野村晴三君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

(午後3時05分閉会)



令和5年 月 日

議長 野村晴三

議員 岩上博志

議員 田辺純子